

## ○山形県警察沿革誌調製規程

昭和29年7月1日

本部訓令第5号

改正 昭和32年3月25日本部訓令第5号

昭和32年5月28日本部訓令第7号

昭和44年5月14日本部訓令第6号

昭和55年3月22日本部訓令第5号

平成6年3月22日本部訓令第7号

平成12年11月7日本部訓令第15号

平成13年3月23日本部訓令第11号

平成15年3月27日本部訓令第13号

平成18年3月23日本部訓令第13号

令和7年3月25日本部訓令第9号

注 令和7年3月から改正経過を注記した。

第1条 山形県警察沿革誌（以下「沿革誌」という。）は、警察制度の変遷および警察の対象となつた重大な事件等を収集記録してこれを保存し、将来における警察運営の参考に供することをもつて目的とする。

第2条 沿革誌は、山形県警察本部沿革誌（以下「警察本部沿革誌」という。）及び警察署沿革誌の2種とし、警察本部沿革誌は警務部警務課（以下「警務課」という。）において、警察署沿革誌は警務課及び当該警察署においてそれぞれ調製保存しなければならない。

（一部改正〔令和7年本部訓令9号〕）

第3条 沿革誌に登載すべき事項は、おおむね次の通りとする。

### （1）警察本部沿革誌

ア 警察制度と機構の変遷の状況

イ 警察職員定員の変遷の状況

ウ 首脳部の更迭の状況

エ 警察本部各課の消長

オ その他警察運営上参考となる事項

### （2）警察署沿革誌

ア 組織および機構の変遷の状況

- イ 首脳部の更迭および警察職員の配置定員の状況
- ウ 管理する施設、建物および土地等の変遷の状況
- エ 管轄区域および監督区域の変遷の状況
- オ 重要または特異な犯罪事件および事故
- カ 重大な災害の発生とその対策の状況
- キ その他警察運営上参考となる事項

第4条 警務部警務課長及び警察署長は、別に係員を定め、沿革誌の調製保存にあたらせなければならない。

(一部改正〔令和7年本部訓令9号〕)

第5条 沿革誌の調製は、従前の例によるのほか、次の要領によつて行なわなければならぬ。

- (1) 調製規格はA4判とし、おおむね1行40字、30行詰に登載すること。
- (2) 警察本部沿革誌には、第3条第1号に規定する事項を類別して登載すること。
- (3) 警察署沿革誌には、第3条第2号に規定する事項を類別することなく、年月日順に登載すること。

第6条 警察署長は警察署沿革誌に登載した事項を警察本部長に報告しなければならない。

附 則(令和7年3月25日本部訓令第9号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。